

平成23年度第1回新居浜市放置自動車廃物判定委員会議事録

1. 日 時 平成23年11月29日（火） 13:30～14:20
2. 場 所 市役所23会議室
3. 出席者 委 員 : 加藤紀枝委員長、本田百合子委員、鎌田慶宣委員、高橋正明委員、大條雅久委員、酒井築郎委員、明石貴美子委員、水口定臣委員、
事務局 : 曾我環境部長、本田ごみ減量課長、曾我部副課長、中西副課長、合田係長、越智主事
管財課 : 白石副課長、宇野係長
農林水産課 : 守谷係長
都市計画課 : 真鍋係長、小野主任

議 事. 現況報告

1. 廃物認定の経過説明

「新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」第15条第2項の規定に基づき、平成23年8月17日に市長が廃物と判断し、平成23年8月31日付告示で廃物認定となった放置車両1台について、管財課から廃物認定に至る経過報告を行った。

2. 放置車両の現況

事務局より、条例施行後の市内放置車両の状況は、309台の放置車両について、指導等による自主撤去187台、市での撤去118台、合計305台が撤去となり、残り3台が調査・指導中の状態となっている現況等を説明。

その後、施設管理課である農林水産課、都市計画課より放置車両の現在の所有者等の調査、処理状況の詳細を説明。

3. その他

【質問】 廃物認定について

警察と運輸局でも最終の登録者はわからなかったのか。

廃車手続き後も長期間にわたり運転されたと推測されるが、施設管理課から警察に対し捜査の申し入れをすることはできないのか。

廃車手続きを引き受けた業者にも責任があるのではないのか。

(管財課) 登録ナンバーと車体番号が不一致であったため、違法にナンバーが付け替えられたものと推測し、警察にも相談したが、車両が動いていないため、道路交通法違反にも適用されず、被害届も出ていないため、事件性がないと判断され、警察では捜査できないとの回答であった。

車内の車検証により車体の所有者は判明したが、10年前に業者に依頼して、正式に廃車手続きは済まされており、運輸局でも車体の登録は抹消されていた。

車両に付けかえられていたナンバーの車両を所有していた業者はすでに廃業しており、連絡が取れない状態であるため、最終的に所有者を特定することはできなかった。登録についても抹消されていた。

【質問】 放置車両の現況について（市営駐車場放置車両）

駐車場に放置された車両については駐車料金の督促はどこが行っているのか。

車両は動いているのか。

車検は切れているのか。

(都市計画課) 委託業者が徴収にあたっている。業者と共に6月に訪問した時点では、支払の意思があったため定期駐車とみなしていたが、料金が滞納され半年になるため、放置車両と判断して撤去指導に入っている段階である。

車両はパンクしたままで、動いていない。車検については、ロックされているため確認はできていない。車検シールについても確認できない。

【意見】 公営駐車場を不法占拠して、他の市民の権利を侵害しているのだから、強制的に移動させるなど廃物の前の段階があってもおかしくないのではないのか。

(事務局) 放置自動車は、機能の一部を失って動けない状態で放置されているものなので、不法占拠や違法駐車については、各施設管理課で適正な管理をするよう指導するなど対処しなければいけない問題であるので、放置自動車の条例で対応できるものではない。

【意見】 このような事態になる前に、委託業者がきめ細かな対応をしなければいけなかった。

【意見】 廃物判定委員会の開催について

委員会の開催要件は何か、年に3回開催して放置車両の現況を報告すればよいのではないのか。

開催基準を別途設けた方がよいのではないのか

各施設管理課が放置車両の確認漏れがないかを点検する意味でも年3回の委員会開催が必要なのではないのか。

(事務局) 判定委員会は、放置車両を廃物判定していただく案件がある時や、市が判定基準により決裁処理において、廃物認定した場合には、経過を報告するため開催するようになっている。

今後も特殊な事例などで委員会での審議が必要な案件や制度そのものについて新たな問題が発生した時や報告する案件がある時のみに開催させていただきたい。

案件がなく、長期間開催されない場合は、放置車両の処理状況の報告をしたい。

施設管理課には、定期的に放置車両の有無について照会している。なお今後も放置車両がないか周知したい。

【質問】 判定基準について

放置期間は、2年以上が50点になっているが、先ほど報告のあった事案も7年以上の放置となり、毎年点数が加算されれば、基準数を超え、早期に処理できるのではないか。

(事務局) 2年以上放置されれば、車両の状態も悪くなるので、これ以上の点数は必要ではないと判断されたのではないかと思われる。

【意見】 放置車両の早期処分について

東予地方の不法投棄を年に1回パトロールしているが、車両が何十年も放置されている実態がある。住所等も異動して調査したり、指導することが難しくなる。新居浜市でも1年なり区切りをつけ、発見後は早急に処理するよう検討できないか。

(高橋委員) 憲法29条に財産権の保障という規定があり、条例があっても合理性がなければ財産権の制限になり、簡単に処分することができない。市民等からも要望があると思うが、早急に処分すれば、憲法違反で訴えられる可能性もある。

【結論】

○全会一致で、廃物認定の経過報告を承認する。

○次回の委員会は、平成24年4月開催予定である。